

大規模災害発災時における広域応援部隊進出のための海上輸送対策について

平成 28 年 12 月
海 事 局

I. 背景等

1. 大規模災害発災時の政府計画

警察庁、消防庁又は防衛省から緊急災害対策本部に要請があった場合には、国土交通省を通じ、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、海上運送事業者と調整を行う

中央防災会議幹事会

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
(平成 27 年 3 月 30 日決定)

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
(平成 28 年 3 月 29 日決定)

2. 熊本地震（H28.4）時の広域応援部隊輸送状況

- 発災直後の青函航路において、定期検査等により通常 4 隻のところを 2 隻で運航していたこと等から、自衛隊の部隊輸送に時間がかかった（翌日に定期検査中のフェリーを復帰させ問題は解消）

3. これまでの災害発災時における広域応援部隊の海上輸送における課題

- 各実動三省庁（警察庁、消防庁、防衛省）は個別に事業者と連絡（国土交通省は仲介・調整に関与せず）
- スペース確保は基本的に既契約分を除く余席の範囲内に限定

II. 今般、実動三省庁（警察庁、消防庁、防衛省）、海上運送事業者と調整の結果、今後、南海トラフ地震及び首都直下地震の発災時においては、以下の対策を講じることとした

「広域応援部隊進出における海上輸送対策」

- (1) **連絡体制の整備**
国土交通省、実動三省庁（警察庁、消防庁、防衛省）、海上運送事業者の関係者間において各組織の窓口となる連絡先を登録の上、共有
- (2) **緊急輸送への協力の要請**
事前に国土交通省から海上運送事業者に対し部隊の優先輸送の協力を要請
- (3) **スペース確保のための運用方針の策定**
海上運送事業者において、発災時の輸送要請に備え、スペース確保のための運用方針を策定
- (4) **定期的な合同図上訓練の実施**
関係者間における定期的な合同図上訓練を毎年実施
- (5) **災害等発災時における緊急輸送に関する広報**
海上運送事業者において、災害発災時の民間フェリーを利用した緊急輸送対応について積極的に広報

◎ ねらい

人命救助のために重要な発災から 72 時間を考慮した迅速な広域応援部隊の輸送を実現

- 連絡窓口の明確化・共有により、円滑・迅速な連絡体制を確保
- 事業者に対する事前要請（今回初めての試み）により、発災時に余席に限らず必要な部隊を必要なタイミングでの輸送を実現
- 訓練や広報の強化等により、関係者の連携及び一般利用客の理解を促進



フェリーに積み込まれる自衛隊の緊急車両（東日本大震災時）